

猪苗代町農業用機械整備事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、農業の効率化及び省力化を推進し、地域農業の担い手となる農業者の育成と経営安定を図るため、農業用機械を整備する農業者に対し、猪苗代町補助金等の交付等に関する規則（昭和60年猪苗代町規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で猪苗代町農業用機械整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（補助事業者）

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、町内に住所を有する個人又は主たる事業所を置く法人で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

1. 販売を主たる目的として農作物を生産又は家畜を飼育している者
2. 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられている又は当該年度に位置付けられることが確実である者
3. 販売を主たる目的として農作物を生産している農地面積又は家畜の飼育頭数が別表に定める規模以上である者
4. 別表に定める経営改善目標に取り組む者
5. この要綱による補助金の交付対象となる農業用機械について、国、県等の公的機関からの助成を受けていない者
6. 町税を滞納していない者
7. 猪苗代町暴力団排除条例（平成23年猪苗代町条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者

（対象経費）

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に定める農業用機械1台の購入費とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

1. 補助事業者が自らの経営において使用する機械であって、町内

の取扱店で購入するものであること。

2. 消費税及び地方消費税を除いた農業用機械の購入費が50万円以上のものであること。

2 農業の用途以外の用途に供されるような汎用性の高いものは対象外とする。

3 申請年度における交付申請は、1農業者あたり1台までとする。

(補助金の額)

第4条 交付する補助金の額は別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、猪苗代町農業用機械整備事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

1. 事業計画書(様式第2号)

2. 誓約書(様式第3号)

3. 農業用機械の見積書及びカタログ

4. 町税を滞納していないことを証明する書類

5. その他町長が必要と認める書類

2 既にこの補助金の交付を受けたことがある者がその際に掲げた目標を達成していない場合は、新たに補助金の交付申請をすることができない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の交付申請書を受理したときは、町長が別に定める審査基準に基づき申請内容を審査し、審査基準に基づき算定した得点が最上位の者から順に予算の範囲内で交付の可否を決定し、猪苗代町農業用機械整備事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者へ通知するものとする。

(補助金等の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、当該事業に要する経費の2割を超えない範囲での額の増減とする。

(事業の着手)

第8条 事業の着手は、補助金交付決定に基づき行うものとする。

2 補助事業者は、事業に着手したときは速やかに猪苗代町農業用機械整備事業着手届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第9条 補助事業者は、規則第6条第1項の規定に基づき町長の承認を受けようとする場合は、猪苗代町農業用機械整備事業補助金計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(概算払)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金等を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第11条 規則第13条による実績報告は、猪苗代町農業用機械整備事業実績報告書(様式第7号)に町長が必要と認める書類を添えて、当該事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金等の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに行うものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査を行い、補助金の額を確定し、猪苗代町農業用機械整備事業補助金額確定通知書(様式第8号)により補助対象者に通知するものとする。

(交付請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、通知を受けた日から起算して30日以内に、猪苗代町農業用機械整事業補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（目標達成状況報告）

第14条 補助事業者は、事業実施年度からその翌々年度までの期間、その年度末までに猪苗代町農業用機械整事業目標達成状況報告書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する期間中に目標を達成していない場合は、目標を達成するまでの期間、毎年度末に前項に規定する報告書を提出しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。